

序章

改訂にあたって

『湯河原町都市マスタープラン』（以下、「本計画」という。）は、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、湯河原町（以下、「本町」という。）における都市計画を総合的かつ計画的に実現するため、都市・地域づくりの目標・施策（全体構想及び地域別構想）とその実現化方策（実現のための方策）を内容として、平成11年3月に策定されたものです。

都市計画は、“農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと”を基本理念として定められます。

本計画は、この基本理念を有する都市計画を推進していくため、「ゆがわら2001プラン」（湯河原町新総合計画）を支える個別計画としてこれまで一定の役割を果たしてきました。

ここでは、この都市マスタープランの改訂にあたって、その背景と必要性、改訂の特色、並びに改訂後の取組等についての考え方を明らかにします。

1 ● 改訂の背景と必要性

本計画の策定以降、少子・高齢化と人口減少社会の到来、環境問題、産業構造の高度化・ソフト化、社会の成熟化と生活意識の変化、国際化・情報化の進展、住民と行政とのかかわり方の変化など、都市計画を取り巻く社会環境は急速に変化し、いよいよ現実のものとなってきました。

また、「ゆがわら2001プラン」、「湯河原町緑の基本計画」、「湯河原町景観計画」といった本計画とのかかわりの深い上位計画・関連計画が策定・改訂され、それらを踏まえた施策・事業が具体化・推進されつつあります。

そのため、こうした都市計画を取り巻く社会環境の変化、さらには上位計画・関連計画に基づき進展する施策・事業の状況を踏まえ、ここに『湯河原町都市マスタープラン』を改訂し、改めて都市計画として対応すべき問題・課題、将来を展望した都市づくりの目標・施策、その実現のための方策について明らかにすることが必要となりました。

2 ● 改訂の特色

以上のような改訂の背景と必要性に配慮しつつ、本計画を有効かつ積極的に活用するため、次に示すような「“具体性”“実行性”“継続性”のある計画」として充実・強化を図りました。

I・“具体性”のある計画
・目指すべき将来目標、施策・事業の方向性、実現化にむけての方策が明らかになった計画づくり
II・“実行性”のある計画
・町民のまちづくりへの参加を促すわかりやすい計画づくり
III・“継続性”のある計画
・まちづくりの進行管理システムを有した計画づくり

3 ● 今後の取組（次期改訂に向けて）

本計画に沿った総合的かつ計画的な都市づくりを進めていくため、実行体制の充実・強化、主要な施策・事業の実行プログラムの具体化、実行財源とその支援方策の確保、計画の進行管理システムの構築を図ります。

また、今後の施策展開や社会環境の変化と見通しを的確に把握しつつ、必要に応じて本計画の改訂を行ないます。